水土里ネット（みどり）かくだ

あぶくま川水系 角田地区土地改良区広報

第13号

新役員集合写真

あぶくま川水系角田地区 土地改良区の概要

（令和８年４月１日現在）

組合員数	4,933名
管理面積	5,014ha
排水機場	９施設
揚水機場	123施設
た め 池	59施設

水利施設見学会

令和８年10月１日　発行
●発　行　者／あぶくま川水系角田地区土地改良区
●発行編集人／理事長　面 川 義 明
●印　　刷／佐藤印刷株式会社

住　所／宮城県角田市角田字中島下458番地
電　話／0224-63-1234　FAX／0224-63-1358
E-mail／abukuma@kakuda-midori.net
H　P／http://www.kakuda-midori.net/

ごあいさつ

伊具盆地の50年先の地域づくりを見据えて

あぶくま川水系角田地区土地改良区
理事長　面川義明

組合員の皆様には、当土地改良区の事業運営にあたり特段のご協力をいただき心より感謝を申し上げます。

今年は、任期満了に伴い５月の総代選挙・６月には役員選挙が行われ、いずれも候補者が定員内であり無投票当選が決まりました。その後召集された理事会において、正・副理事長の互選会が行われ不肖私が二期目の理事長に就任することになりました。引き続き当土地改良区の事業運営に携わることになりましたので、より一層のご指導ご鞭撻お願い申し上げます。

これからの土地改良区の事業運営に思いを巡らす時、大いなる危機感を抱きます。

時代は、大きく動き出しました。農業を取り巻く環境も激変しました。

特に、担い手不足は予想を大きく上回る速さで顕在化しています。

これまで米生産の大宗を担ってきた兼業稲作組合員が、高齢化と担い手不足などを背景に米作りから相次いで撤退しております。それに伴い地域の担い手への農地の集積が進んでいます。このことは、米作りに直接携わる組合員が急速に減少することを意味します。米作りから離れることで、同時に田んぼや米作りに関心を持つ組合員も減少するのではないかと危惧しております。

特に当土地改良区は、農地の維持管理事業だけではなく、地域づくりの根幹をなす治水対策につきましても、伊具盆地に暮らす私たちにとって最優先の課題であると認識しております。その治水対策を担ってきたことが土地改良区の歴史です。

伊具盆地（角田市・丸森町）管内のほぼ中央を流れる阿武隈川との水害の長い闘いの歴史があります。今では、県南を代表する立派な水田地帯が広がっていますが、阿武隈川の川底と特に角田市街地及び伊具盆地一帯に広がる農地との標高差がほとんどありません。

ひとたび大雨が降ると内水排水が困難となり、特に市役所周辺の市街地がたびたび大きな水害を受けてきました。それを克服するために藩政時代から多くの治水対策が試みられてきました。特に100年ほど前に建設され、当時東洋一と呼ばれた国営江尻排水機場が完成した際には市街地の内水排水対策も向上し、また低湿地帯の水田化が可能となりました。その後、40年前は、更なる国営江尻排水機場の機能向上を目指し新たな国営江尻排水機

場が新設され、市街地の内水排水対策が強化されました。これにより多くの誘致企業進出も可能となると共に、現在の兼業稲作経営による米作りが可能となったといえます。先人の皆様が築き上げた、街づくりの基礎を確実に継承するとともに、急速な時代の変化に対応するため、これまでの事業継続しつつ時代の流れに沿った新たな事業運営を求められます。特に、土地改良区に対する理解を深めていただくため、多くの住民の皆様への啓発活動を強化します。また、土地改良法改正により准組合員制度の導入が可能となりました。同制度を積極的に活用し、土地改良区に対する住民の皆様の理解を深め、更なる参加を模索するため検討を進めます。

現在実施されている国営及び県営の土地改良事業について報告いたします。

先ずは、国営事業についてです。

国営施設応急対策事業として、令和10年完成を目指し江尻排水機場の老朽化対策として施設機能の保全と耐震化の強化を目的に工事が進められています。また、令和元年の台風による豪雨災害を踏まえ、更なる地域の内水排水対策強化を図るため、令和６年度に、国営土地改良事業地区調査「角田丸森地区」を着手し、早期の工事着工を目指し調査設計が行われています。豪雨時の排水対策として江尻排水機場を含めた排水系統の見直しや基幹施設の能力強化など、抜本的な整備が計画されています。事業完了後には、受益地内農地や角田市街地の水害対策に加え、長年の懸案であった小田川地区及び丸森町舘矢間地区の内水排水対策が強化されるものと大いに期待しております。

本事業は、伊具盆地の50年先を見据えた大型プロジェクトであり、早期の実現に向けた確実な予算確保のため、角田市・丸森町・土地改良区が三者一体となり地元選出の国会議員の皆様をはじめ農林水産省、宮城県など関係機関に対して、強力な提案活動を実施しております。組合員の皆様はもちろん、管内地域住民の皆様にもより一層の理解とご協力をお願いします。

また、県営事業では尾袋川東地区と高田萱場地区のほ場整備事業を実施しております。２haのほ場整備に併せて、水管理の自動化等スマート農業を実践し、その事例として、多くの方々に視察・研修にお越しいただいております。県外からも大きな注目を集める工事が進められているところです。

担い手の皆様はもとより、事業推進役を担っていただいている地元関係役員の皆様の特段のご配慮とご理解に対し心から感謝を申し上げます。

これまで先人たちが築き上げてきた農業基盤と地域の治水事業を、次世代へ引き継いでいくことは、私たちに課せられた大きな責務です。農業従事者が激減し、農村社会の姿が大きく変わろうとしている今だからこそ、土地改良区の存在意義を改めて問い直し、地域とともに歩む土地改良区を築きます。

組合員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

第12回通常総代会開催

令和８年３月27日午後１時30分より、舘矢間まちづくりセンター大集会室に於いて第12回通常総代会が開催されました。

議案は、令和７年度一般会計収支補正予算並びに令和８年度一般会計収支予算等を審議いたしました。今回の議長は、小斎・金山地区横山博昭総代によって進められ、報告事項及び提案した21議案は、すべて承認又は原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

第12回通常総代会提案議案

報 告 １ 号	監査結果の報告について
承 認 １ 号	令和７年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
承 認 ２ 号	令和７年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
第８号議案	令和７年度一般会計収支補正予算について
第９号議案	定款の一部変更について
第10号議案	総代選挙規程の一部変更について
第11号議案	役員選挙規程の一部変更について
第12号議案	規約の一部変更について
第13号議案	総代役員の報酬等支給規程の一部変更について
第14号議案	施設更新積立金管理規程の一部変更について
第15号議案	施設更新積立計画の一部変更について
第16号議案	維持管理計画書の一部変更について
第17号議案	未収組合費賦課金の欠損処分について
第18号議案	令和８年度賦課事務及び賦課金徴収の方法について
第19号議案	令和８年度地区除外決済金の徴収方法について
第20号議案	令和８年度施設使用負担金の徴収基準及び徴収方法について
第21号議案	令和８年度一般会計の支出予算中款内流用について
第22号議案	令和８年度県営尾袋川東地区土地改良事業（区画整理事業）の分担金計画について
第23号議案	令和８年度県営高田萱場地区土地改良事業（区画整理事業）の分担金計画について
第24号議案	日本政策金融公庫資金の借入及び利率並びに償還方法について
第25号議案	令和8年度一般会計収支予算について
第26号議案	水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型)事業申請(鱸沼揚水機場)について

面川理事長挨拶

総代会の様子

第15回臨時総代会開催

令和８年６月16日午後１時30分より、舘矢間まちづくりセンター大集会室に於いて第15回臨時総代会が開催されました。議案は、役員選挙の執行についてを審議いたしました。今回の議長は、大内地区佐藤広光総代によって進められ、提案した1議案は、すべて原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

第15回臨時総代会提案議案

第１号議案　　役員選挙の執行について

第16回臨時総代会開催

令和８年８月28日午後１時30分より、舘矢間まちづくりセンター大集会室に於いて第16回臨時総代会が開催されました。

議案は、令和７年度一般会計収支決算等の承認についてを審議いたしました。今回の議長は、舘矢間地区菊池清弘総代によって進められ、報告事項及び提案した２議案は、すべて原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

第16回臨時総代会提案議案

報 告 １ 号　監査結果の報告について
第１号議案　令和７年度一般会計収支決算及び事業報告並びに財務諸表の承認について
承 認 １ 号　令和８年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について

面川理事長挨拶

議長　菊池清弘総代

角田市　牛澤副市長祝辞

丸森町　佐々木副町長祝辞

あぶくま川水系角田地区土地改良区新総代決まる!!

令和８年５月14日の選挙執行により第１選挙区から第９選挙区まで60名の新総代が決定いたしました。任期は令和８年５月25日～令和12年５月24日までです。

選挙区	地　区	氏　名			
第１区	角　田	仙石利幸	小檜山清一郎	瀬沼一雄	小形浩幸
		阿部弘美	佐藤裕貴	山田　毅	髙橋浩一
		油井政晴			
第２区	枝　野	齋藤啓一	八巻隆次	只野　実	伏黒善彦
		南部一広	小野綾太		
第３区	藤尾・東根	太田　誠	庄司秀徳	佐藤清彦	門間光正
		八島善英	佐藤竜治	森　勝宏	鈴木康浩
		長尾秀吉			
第４区	桜	髙橋　宏	鈴木　剛	水井一夫	黒田栄喜
第５区	北　郷	菊地信一	太田善浩	鈴木基夫	庄司松男
		戸田　努	佐々木慶三郎	水野一彦	馬場繁浩
		池田洋昭			
第６区	西　根	佐藤良治	松浦次喜	日下善博	大槻藤夫
		小野修一	小野良憲	太田安浩	井上平正
		菊地喜一			
第７区	小斎・金山	加川守一	砂澤　正	天野康弘	松野理一郎
		森　康彦			
第８区	大　内	渡邊一夫	林　力男	八巻幸生	佐藤広光
		今村勝則			
第９区	舘矢間	菊池清弘	勝又康博	横塚敏男	星　博文

あぶくま川水系角田地区土地改良区新役員の紹介

令和８年６月16日執行役員総選挙にて、理事16名・監事３名が当選となりました。
また、理事並び監事互選会が開催され、理事長に面川義明氏、副理事長に遠藤裕一氏、職務代理者に遠藤信悦氏、総括監事に武藤広一氏が就任いたしました。
役員の任期は令和８年６月27日から令和12年６月26日までの４年間となります。

理 事

理事長
面川　義明
（北　郷）

副理事長
遠藤　裕一
（西　根）

職務代理者
遠藤　信悦
（枝　野）

理　事
熊谷　繁寿
（角　田）

理　事
柄目　利徳
（角　田）

理　事
安斎　幸一
（藤尾・東根）

理　事
星　　光彦
（藤尾・東根）

理　事
秋葉　修一
（藤尾・東根）

理　事
齋藤　一郎
（桜）

理　事
馬場　　茂
（北　郷）

理　事
日下　徳彦
（西　根）

理　事
阿邉　敏雄
（小斎・金山）

理　事
阿部　正彦
（大　内）

理　事
長谷部公雄
（舘矢間）

監 事

員外理事
井上　　愛

員外理事
永田眞由美

総括監事
武藤　広一

監　事
佐藤　武久

員外監事
荒川　　隆

ご苦労様でした

任期満了に伴う役員の改選により、多年にわたり土地改良区の運営に貢献され、地域農業の発展にご尽力いただき、この度退任されました皆様には心から感謝申し上げます。

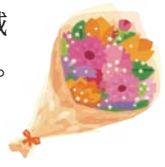

佐藤　幸治　前副理事長　　森　　正之　前理事
宍戸　良一　前理事　　星　　晋一　前監事

国営角田土地改良事業（国営施設応急対策）の実施状況

阿武隈土地改良調査管理事務所　角田支所

1．はじめに

本事業は、前歴事業の国営角田土地改良事業（昭和59年度～平成７年度）で整備された江尻排水機場の性能低下や大規模地震に対応するため、令和元年８月に着工し、令和10年度までの予定で江尻排水機場の施設機能の保全と耐震化のための整備を行っていきます。

2．令和７年度の工事実施内容

令和６年度からの継続工事も含め以下の工事を実施し、①は令和７年度内に完了しました。また、②は令和８年５月に完成し、③は令和８年度も継続実施です。

工　事　件　名	工　　期	内　　容
①江尻排水機場第４制水門開閉装置改修工事	Ｒ７．７　～　Ｒ８．３	第４制水門開閉装置改修
②江尻排水機場第４制水門耐震補強他工事	Ｒ７．９　～　Ｒ８．５	第４制水門耐震補強等
③江尻排水機場ポンプ設備補修（その２）工事	Ｒ６．７　～　Ｒ９．７	1号、3号ポンプ設備補修

第４制水門耐震補強

第４制水門開閉装置改修

３号ポンプ設備補修

3．令和８年度の工事計画

上記③は現在も実施であり、今後、新たに下表の工事を行います。工事の実施中は、江尻排水機場の周辺において工事車両等の出入りが頻繁になりますので、付近を通行の際には十分にご注意頂くとともに、工事車両等の通行へのご協力をお願い致します。

工　事　件　名	工　　期	内　　容
①江尻排水機場第３制水門開閉装置改修工事	Ｒ８．５　～　Ｒ９．３	第３制水門開閉装置改修
②江尻排水機場第２制水門ゲート設備改修工事	Ｒ８．６　～　Ｒ９．３	第２制水門ゲート設備改修
③江尻排水機場第３制水門耐震補強他工事	Ｒ８．９　～　Ｒ９．３	第３制水門耐震補強等

第３制水門耐震補強

第３制水門開閉装置改修

第２制水門ゲート設備改修

令和７年度 一般会計収支決算

令和7年度一般会計収支決算額　**収入・支出　715,539,589円**

（少数第三以下切捨て）

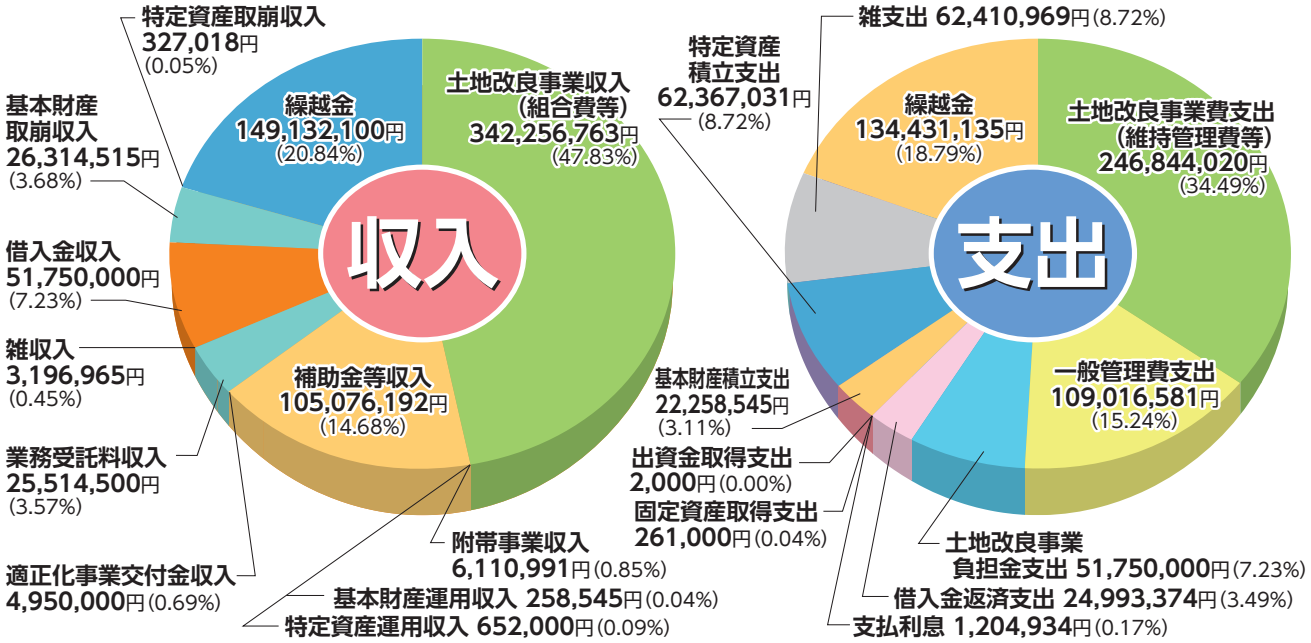

貸借対照表

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	268,991,960	流動負債	131,591,119
現金及び預金	188,098,190	未払金	106,037,453
未収賦課金等	1,899,160	預り金	41,858
その他未収金	78,988,300	短期借入金	22,590,408
貯蔵品	6,310	適正化事業拠出金短期未払金	2,442,000
固定資産	1,286,072,437	未払消費税	479,400
基本財産	139,782,007	固定負債	401,758,550
備荒積立金	63,381,572	公庫資金等長期借入金	311,960,409
事業積立金	76,400,435	適正化事業拠出金長期未払金	2,640,000
特定資産	1,008,881,185	職員退職給付引当金	83,649,164
所有土地改良施設		役員退任慰労引当金	3,508,977
（土地改良区）	107,309,837	負債合計	533,349,669
（国、都道府県）	427,199,602	正味財産の部	
土地改良施設用地等	0	指定正味財産	427,199,602
財政調整積立資産	335,263,117	所有土地改良施設受贈益	427,199,602
職員退職給付引当積立資産	83,649,164	土地改良施設用地等受贈益	0
役員退任慰労金積立資産	3,508,977	（うち基本財産への充当額）	0
施設更新積立資産	28,122,756	（うち特定資産への充当額）	0
建物等更新積立資産	23,827,732		
その他固定資産	137,409,245	一般正味財産	594,515,126
土地	105,168,750	（うち基本財産への充当額）	0
建物	2	（うち特定資産への充当額）	0
機械及び装置	3,079,274		
車両運搬具	7		
器具備品	2,314,393		
ソフトウェア	5,219,000		
適正化事業拠出金	2,772,000		
長期未収賦課金等	18,261,819		
出資金	594,000	正味財産合計	1,021,714,728
資産合計	1,555,064,397	負債・正味財産合計	1,555,064,397

令和８年度 一般会計収支予算

令和8年度一般会計収支予算額　**収入・支出　726,856,676円**

（少数第三以下切捨て）

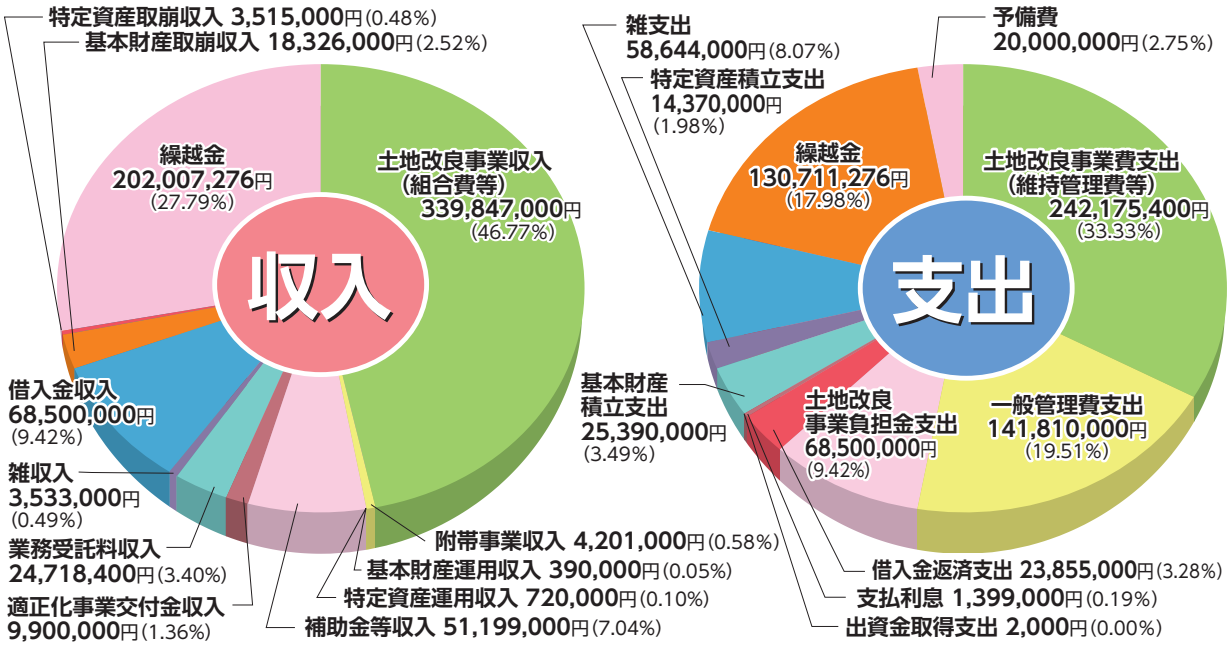

（単位：円）

収　入	項　目	本年度予算額
1	土地改良事業収入（組合費等）	339,847,000
2	附帯事業収入	4,201,000
4	基本財産運用収入	390,000
5	特定資産運用収入	720,000
6	補助金等収入	51,199,000
7	適正化事業交付金収入	9,900,000
8	業務受託料収入	24,718,400
9	雑収入	3,533,000
10	借入金収入	68,500,000
11	基本財産取崩収入	18,326,000
12	特定資産取崩収入	3,515,000
21	繰越金	202,007,276
計		726,856,676

（単位：円）

支　出	項　目	本年度予算額
1	土地改良事業費支出（維持管理費等）	242,175,400
3	一般管理費支出	141,810,000
4	土地改良事業負担金支出	68,500,000
5	借入金返済支出	23,855,000
6	支払利息	1,399,000
11	出資金取得支出	2,000
15	基本財産積立支出	25,390,000
16	特定資産積立支出	14,370,000
17	雑支出	58,644,000
21	繰越金	130,711,276
22	予備費	20,000,000
計		726,856,676

令和８年度 10a当り賦課金単価表

(単位：円)

【隈西地区】

1.経常費賦課金

角田地域経常賦課金						
等　級	1	2	3	4	5	6
田	9,852	9,458	9,064	8,670	8,276	394
畑	1,182	985	788	591	197	－

舘矢間地域経常賦課金　　8,225

2.特別賦課金

県営舘矢間西部ほ場整備	849
ほ場整備尾袋川東	398
ほ場整備高田萱場	420

○計算方法　(例)
角田地域経常費賦課金１級の水田
9,852円　×　面積　＝　R8年度経常費賦課金

【隈東地区】

1.排水費

地　域	隈　東			北谷地		坂津田		平　貫			大内
	A	B	C	A	B	A	B	A	B	C	均一
田	4,200	3,000	1,900	3,250	2,350	2,750	2,050	4,600	3,300	2,150	2,850
畑	2,520	1,900	1,300	1,950	－	1,800	－	2,800	2,050	1,450	1,500

2.用水費

地　域	隈東南	隈東北	藤　田	大　内		
	均一	均一	均一	A	B	C
田	6,050	6,150	7,600	3,900	3,600	3,300

○計算方法　(例) 排水（隈東Ａ)、用水（隈東南）の水田の場合
（排水4,200円＋用水6,050円）×　面積　＝　R8年度経常費賦課金

・組合費賦課金は全４期で徴収し、賦課金の割合は均等割りといたします。
（端数は１期に加えます。）
・賦課金額２万円未満の場合は、１期（５月）に全額徴収します。
・区画整理済区域については事業に係る受益費が償還期限まで加算されます。
・施設使用に係る負担金については改良区へお問い合わせください。
・賦課金は土地改良区組織運営上、並びに事業遂行上必要な経費ですので、休耕又は転作した場合でも通常通り賦課されます。

令和８年度 地区除外決済金

決済金とは、農地転用や公共事業による買収等で地区除外される場合に、残された賦課対象農地が将来過剰負担にならないように、土地改良法第42条及び地区内農地転用に係る地区除外等処理規程により、長期借入金及び施設の維持管理費等の負債を一括納入していただくものです。
尚、田から畑への地目変更についても同様となります。

（10a当たり　単位：円）

【隈西地区】

１．維持管理事業決済金

１．江尻排水機場水系

等級	1	2	3	4	5	6
田	58,440	48,700	38,960	29,220	19,480	9,740
畑	29,220	24,350	19,480	14,610	4,870	－

２．堀切排水機場水系　34,510
３．用水事業（角田・丸森舘矢間）　55,200

【隈東地区】

１．維持管理事業決済金（借入償還金含む）

地目等級／地域別	田			畑		
	A	B	C	A	B	C
隈東南地域	78,557	73,612	7,417	9,890	7,417	4,945
藤田地域	47,683	42,738	7,417	9,890	7,417	4,945
北谷地地域	56,055	50,570	－	10,970	－	－
坂津田地域	51,197	47,100	－	8,194	－	－
平貫地域	51,064	47,005	6,088	8,118	6,088	4,059
大内地域	30,138	28,363	26,588	6,196	※大内天水水掛かり12,393	

お知らせ　土地改良区の未納賦課金の回収業務について

令和８年度も引き続き弁護士事務所（東京のエジソン法律事務所）との委託業務契約を締結し、未納賦課金の回収業務を依頼することになりました。法律事務所から、納付催告を行う場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、令和８年度賦課金の納入期限が下記のとおりとなっておりますので納期限内の納付にご協力をお願いいたします。

【委託先】　弁護士法人　エジソン法律事務所
東京都千代田区神田小川町２-３-13　M&Cビル7F-B

期　別	口座振替日	納期限
第１期	令和８年５月27日	令和８年６月１日
第２期	令和８年６月29日	令和８年６月30日
第３期	令和８年９月28日	令和８年９月30日
第４期	令和８年10月27日	令和８年11月２日
施設使用負担金	令和８年11月27日	令和８年11月30日

※納期限を過ぎると年10.95%の延滞金が加算されますので**納期限内の納入をお願いします。**

令和７年度　主な土地改良事業紹介

農業競争力強化農地整備事業（負担割合：国50%、県27.5%、市10%、改良区12.5%）

尾袋川東地区（区画整理工事A＝16.8ha・換地業務等）
事業費198,000,000円

高田萱場地区（区画整理工事A＝16.3ha・換地業務等）
事業費216,000,000円

土地改良施設機能診断事業（負担割合：県30%、市・町30%、改良区40%）

堀切排水機場
（直流配電盤整備・非常用自家発電装置整備）
事業費5,500,000円

五反田揚水機場
（主ポンプ整備補修・附帯設備・配管設備更新）
事業費8,800,000円

水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）緊急補修工事
（負担割合：国50%、県14%、市・町13%、改良区23%）

新小斎揚水樋管・桜揚水樋管（揚水樋管目地補修・漏水樋管対策設計）事業費14,600,000円

土地改良施設維持管理適正化事業
（負担割合：国30%、県30%、改良区40%）

梁瀬暗渠排水機場
（ポンプ整備補修・主配管設備整備補修・操作盤整備補修）
事業費5,500,000円

水利施設見学会

当土地改良区では、土地改良区の役割を多くの方々に理解していただくため、揚排水機場他改良区管理施設の施設見学及び現在、事業実施中の農地整備事業（尾袋川東地区・高田萱場地区）の視察研修等の受け入れを行っております。

また、出前授業や揚排水機場の施設見学を随時受付しておりますのでご希望の方は改良区までお問い合わせください。

【実施内容等】

・管内の水利施設をまわりながら、土地改良区職員が水利施設の役割を説明します。
・見学会の日程及び内容について、見学希望者（個人、団体）に合わせ調整します。
　人数制限は設けておりません（１名でも見学が可能）。
・参加費は無料です。
・施設見学会は、ポンプ運転状況が直に見ることができる用水時期
（５月初旬～８月下旬）をお勧めします。

R7年度見学に来ていただいた団体

見学日	団　体　名	人　数
R７．６．９	桜小学校　5年生	28
R７．７．１	横倉小学校　4年生	20
R７．８.25	宮城県　大河原地方振興事務所　インターン生	3
R７．８.29	大和町　落合地区大規模区画推進準備委員会	25
R７.10.17	角田市藤尾地区　女性更生部	11
R７.11.19	北郷小学校　4年生	18
R７.11.20	名取市　下余田Ⅱ期地区担い手部会	22
R７.11.21	水土里ネット女性の会【大河原・仙台市管内】	20
R８．１.19	丸森町　竹谷地区基盤整備事業推進協議会	24
R８．２.20	角田市　小田地区ほ場整備事業準備委員会	12
R８．２.26	鶴田川沿岸土地改良区　前川地区集積集約委員会	15

啓発活動

出前学習、水利施設見学会

【桜小学校、北郷小学校、横倉小学校・金津小学校】

出前学習は、管内小学校で土地改良区の役割や施設の持つ多面的機能、歴史について学びの場を提供致します。

近年話題になっている「SDGｓ（持続可能な開発目標）」と改良区の関係性についても学習を行い教育現場でも興味関心が高まっているのを実感しました。

水利施設見学会では、管内の水利施設（揚排水機場・用水路）を角田市のバスに乗り旧丸森橋の取水口から、末端の江尻排水機場まで職員が現地で説明しました。また、台山公園敷地内にある「江尻排水ポンプ展示館」では、江戸時代からの記録や高山上水翁の偉業、当時東洋一と謳われた江尻排水ポンプを見学しました。

桜小学校水利施設見学会

北郷小学校水利施設見学会

横倉小学校水利施設見学会

水質浄化啓発活動・ゴミの不法投棄防止

【桜小学校・高蔵寺ホタル祭実行委員会】

水路・環境美化とゴミの不法投棄防止、生態系保全を目的に、管内の小学校と桜地区環境部会、高蔵寺ホタル祭実行委員会の方々と共に、土壌改良や水質浄化効果があるＥＭ（有用微生物群）を使用した美化啓発活動を実施しました。

桜小学校EM元気玉投入

桜小学校EM元気玉作り

高蔵寺ホタル祭実行委員会

【金津小学校】

環境美化とゴミの不法投棄防止、生態系保全を目的に、生き物の種類によってどのような水質状態か調査を実施しました。東北工業大学の山田教授にも参加していただき、環境問題について考えるきっかけになり、どのような対策が出来るかを生き物調査を通して学習しました。

金津小学校生き物調査

あぶくまNEWS

J-クレジット制度会員募集！

当土地改良区では、第69回Ｊ－クレジット制度認証委員会において、**【水土里ネットかくだＪ－クレジット推進プロジェクト】**のＪ－クレジット運営管理者として令和８年８月５日に全国の土地改良区として初めて承認されました。

Ｊ－クレジット制度とは、温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引を可能とする制度です。『水稲栽培における中干し期間の延長』を採用しており、中干し期間を直近２年間の実施日数より７日間以上延長を実施することで所定の審査を受けクレジット化することができます。認証を受けたクレジットは販売することで収益を得ることができます。（審査の取りまとめ、販売は改良区が実施）

令和９年度より『水稲栽培における中干し期間の延長』のＪ－クレジット制度の取組み開始予定となっており、現在Ｊ－クレジット制度を取組みたい組合員を募集しております。（11月末締切予定）Ｊ－クレジット制度の取組みを実施したい、興味及び不明な点がある方は下記連絡先までお問い合わせください。

※１取組むにあたっては直近２年間分の「営農計画書」、「生産管理記録」が必要になります。
※２制度に関する詳しい情報は農林水産省HPをご覧ください。

電　話：0224-63-1234（担当：事業課 渡邉、菅野）
e-mail：abukuma@kakuda-midori.net

水難事故防止にご協力ください!!

近年農業用施設での水難事故が多発しており、当土地改良区でも、水難事故を防止する為に、小学校への啓蒙チラシ配布、看板や立て札、防護フェンスの設置、修繕等を行っております。

また、水路やため池周辺で釣りや水遊び等をする子供を見つけた場合は、**「あぶないよ！」**とご注意下さいますようにお願い申し上げます。

賦課金納付済み通知書の発行送付廃止について

当土地改良区で賦課金を納入された全組合員に、毎年１月に【賦課金納付済み通知書】をお送りしていましたが、経費節減や省資源化のため、令和８年度から【賦課金納付済み通知書】の一斉発行送付を廃止させていただきます。毎年５月に発行する賦課金納付通知書 兼 領収書若しくは、引落し口座に記帳された金額の提示をすることで確定申告時の書類となることを申し添えいたします。

なお、【賦課金納付済み通知書】の発行を希望される組合員には個別に対応させていただきますので、お手数をおかけしますが当土地改良区までお問い合わせください。

訃報

総代（大内地区）
今　村　勝　則　氏
令和８年８月２日逝去

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに感謝申し上げ、ここに謹んで哀悼の意を表します。

水土里ネット（みどり）かくだ

組合員の皆様へ

組合員の資格に移動があった場合は届け出が必要です!

○農地を売買又は交換したとき。又は、相続、贈与されたとき
○農業委員会等で農地を貸借したとき。又は、解約したとき
○農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営委譲するとき
○組合員が亡くなられたとき（名義変更）　又は、組合員の住所や電話番号が変わったとき
○納税組合を脱退されたとき
○農地を農用地外（宅地・山林等）に転用するとき（農地転用に関する届出）
○公共用地（道路・河川等）に買収されたとき

※毎年４月１日現在の組合員名簿と土地台帳を基準に新年度の賦課金を算定しますので、上記の移動があった場合は忘れずに届出を提出してください。
※届け出用紙は改良区に設置又はホームページよりダウンロードできます。なお、ご希望により郵送致しますのでご連絡願います。
※農地転用や公共事業による買収で地区除外をされる場合は『**決済金**』の納付が必要となります。
※農地転用と地目変更の申請と決済金の納付がない限りは、変更前の地目で賦課金が発生します。

【ご注意】　市町村や農業委員会、法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きを行っても
直接土地改良区に届け出をしなければ組合員台帳の修正は行われません！

賦課金は期日を守って納入して下さい!

○土地改良区組合費賦課金の納入は**５月、６月、９月、10月までの全４期**となっております。
期日を守って納入頂きます様ご協力をお願い致します。
納入方法　・窓口納付（JAみやぎ仙南、ゆうちょ銀行、土地改良区）
・自動口座振替（**JAみやぎ仙南・ゆうちょ銀行・七十七銀行**）
○**賦課金の自動口座振替**を希望される方は土地改良区までご連絡ください。
口座振替の手続きには、１ヶ月程度かかりますのでお早めに申し込みください。
なお、振替口座の名義人や口座番号等に変更が生じたときは、速やかに届出願います。
○**賦課金の未収納が発生した場合は、**改良区役職員が一丸となって未収納金の回収を行っております。
○**組合賦課金の滞納者に対しては、**関係機関の指導のもと滞納処分の手続きを行うようになります。
・支払いの意思が確認できない場合、又は分納契約が正確に履行されない場合には、**財産の差押さえ等**の処分を行う場合があります。

注意!　滞納賦課金は新組合員の負担

～　土地改良法第42条　権利義務の継承　～

○農地の移動・売買の際は、賦課金滞納の有無にご注意下さい。その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。
○競売物件には土地改良区賦課金の滞納有りと明記されておりますのでご確認下さい。

VEGETABLE OIL INK　環境に優しい植物油インキを使用しております。
UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。